

## 鳥インフルエンザ関係閣僚会議

日 時：令和2年12月9日（水） 17:35～

場 所：官邸4階大会議室

議 題：家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生  
への対応について

令和2年11月5日

(鳥インフルエンザ事案)

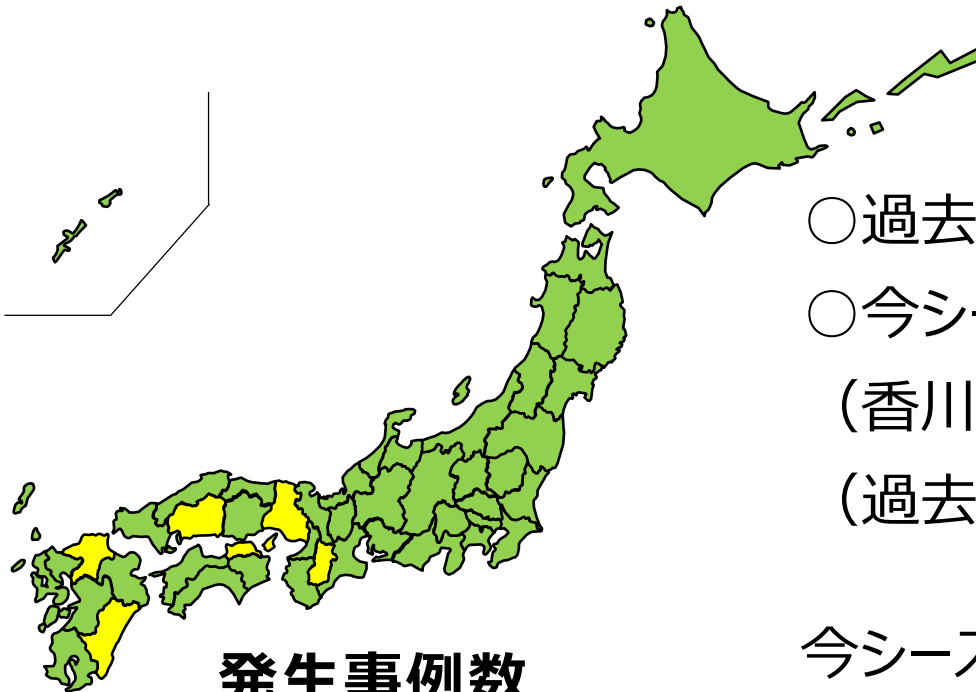
総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

# 高病原性鳥インフルエンザへの対応について

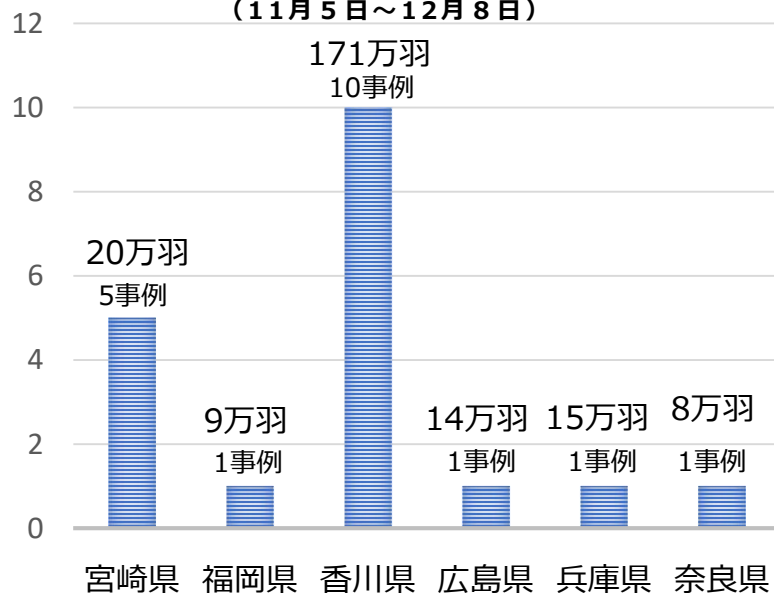
令和2年12月  
農林水産省

# ～発生状況～



- 過去の発生はいわゆる**散發型**
- 今シーズンは**密集続発型**が発生  
(香川県三豊市 3 km圏内約166万羽)  
(過去は2014年米国)

**発生事例数**  
(11月5日～12月8日)



今シーズンの高病原性鳥インフルエンザによる  
殺処分羽数は**約236万羽**

- ※ 殺処分羽数は過去最大 (うち約70%は香川県三豊市)
- ※ これまでのシーズン最大殺処分羽数は約183万羽

国内飼養羽数に対する殺処分羽数の割合 **約0.7%**

国内飼養羽数 **3.2億羽** (H31年2月 畜産統計)

今シーズン殺処分羽数 **236万羽**

# ～今シーズンの世界的な感染源は「H5N8亜型」(高病原性)～

## 5月の連休頃まで警戒が必要

国内の野鳥の糞便等や家きん農場においても、例年になく、早期から**続発・多発**。一部検査中であるが、検出されているウイルス亜型は同じく**「H5N8亜型」**。

### 【専門家の見解】

◎ ヨーロッパで流行したウイルスが渡り鳥の繁殖期にシベリアに運ばれ、渡り鳥の越冬地への**移動に伴って日本に持ち込まれた**。

◎ ヨーロッパで流行しているウイルスも、**病原性が特別に高いわけではなく、環境中のウイルス濃度が高く、感染事例が多い**。



国名	亜型	最終発生日
オランダ【6例】	H5N8	2020.11.21
ドイツ【1例】	H5N5	2020.11.9
英国【11例】	H5N8	2020.11.30
スウェーデン	H5N8	2020.11.26
クロアチア	H5N8	2020.11.13
フランス	H5N8	2020.11.17
デンマーク	H5N8	2020.11.16
ポーランド	H5N8	2020.11.15
ベルギー	H5N8	2020.12.1
	H5N5	2020.11.18



家きんにおけるHPAI発生国 (9か国)

# ～疫学調査結果～

- 発生農場の付近には、野鳥が飛来する**ため池**や**ダム湖**等が存在。
- **飼養衛生管理の不備**が農場にウイルスを侵入させる原因

	県名	衛生管理区域出入口			鶏舎出入口		野生動物対策	
		基準13	基準14	基準15	基準20	基準21	基準24	
		手指消毒・手袋交換が不十分	衣服・長靴の交換不十分	車両の消毒不十分	手指消毒・手袋交換が不十分	長靴の交換不十分	防鳥ネットの不備	壁・天井の隙間
1例目	香川県			●		●		●
2例目					●	●		●
3例目					●	●	●	●
4例目					●	●	●	●
5例目						●		●
6例目			●		●			
7例目		●	●		●	●		
8例目								●
9例目	福岡県			●	●			●
10例目	兵庫県			●	●	●	●	●
11例目	宮崎県			●	●			
12例目	宮崎県						●	●
13例目	香川県				●	●		●
14例目	香川県		●		●		●	●
15例目	宮崎県						●	●

# 対応① ～飼養衛生管理基準の遵守徹底～

## 1 全国一斉点検：飼養衛生管理基準の遵守状況の自主点検

各農場の飼養衛生管理者自らが飼養衛生管理基準の遵守状況を自主点検

(※)。その後、都道府県が点検結果を集約し、国へ報告。

(※) 飼養衛生管理基準遵守状況自主点検項目

- |                            |                                     |
|----------------------------|-------------------------------------|
| 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目13） | 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目14）      |
| 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目15）  | 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目20）            |
| 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目21） | 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目24） |
| 7 ねずみ及び害虫の駆除（項目26）         |                                     |

## 2 地域のバイオセキュリティの向上への支援

地域が一体となった防鳥ネットや消毒機器の整備等の飼養衛生管理水準の向上の取組を支援。

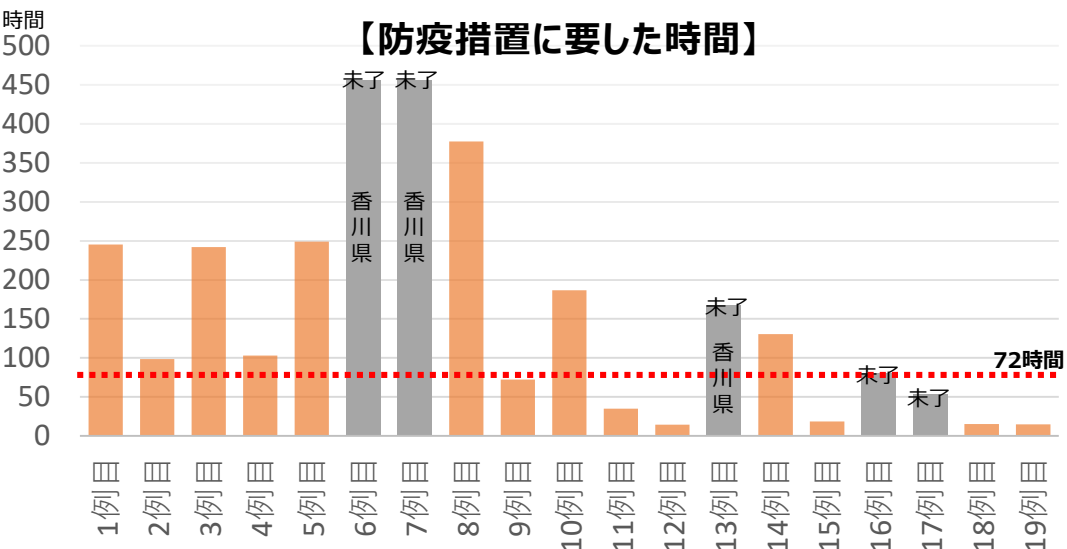
※消費・安全対策交付金【補助率 1 / 2】

※都道府県が上乗せ支援した場合、都道府県の負担分は特別交付税措置の対象。

# 対応② ～迅速な防疫措置に向けた取組～

## ◎ 総理指示（11月5日）（抜粋）

鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、**徹底した防疫措置を迅速に進めること。**



防疫指針では、**原則72時間以内**の防疫措置完了を規定しているが、**多くの事例**で大きく72時間を超えている状況。



**埋却地確保等の  
都道府県の対策本部主導の  
防疫対応体制の確立が急務**

### 1 災害派遣要請による自衛隊派遣

都道府県知事の要請に応じ、**自衛隊が殺処分に協力**。これまでに、**15事例（21農場）**において、**約227万羽の殺処分に協力し、迅速な防疫措置に大きく貢献**。

### 2 作業員等の動員

農水省は各県にリエゾンを派遣。国交省も各県に職員を派遣。農水省、関係機関から殺処分や焼埋却等の防疫措置等に要する**作業員等を派遣**。また、**他の都道府県**からも調整の上、**獣医師を派遣**。

### 3 資材供給

農水省備蓄から**資材を供給（移動焼却施設を含む）**。また、**他の都道府県**からも調整の上、**資材を供給**。



## 対応③ ～密集続発型に対する緊急提言を受けた地域消毒の展開～

### ◎ 家きん疾病小委員会からの緊急提言（11月24日）（抜粋）

環境的な要因として、ため池等の地理的状况から、野鳥の集団が持ち込んだウイルスの量が環境中で高まっていること、また、養鶏密集地域において環境中のウイルス量が増大していったこと等が想定される。

### ○ 全国緊急消毒

**養鶏密集地帯を中心に、地域一体となった面的な緊急消毒を支援。**家きん農場側と野鳥側の双方からの消毒によって効果的に取り組む。

- （1）消石灰散布　：　養鶏密集地、農場内において消石灰を散布。
- （2）散水車消毒　：　ため池等の周辺道路において散水車によって消毒。

### ※ 防疫資材の増産・流通

全国的に消毒に取り組むことで、消石灰や消毒液等も大きく消費するため、**消毒資材の確保、円滑な流通体制の構築が課題。**

## 対応④ ～経営再開支援～

- 発生農場の早期経営再開に向け、**殺処分した家きんに対する手当金**について、原則として**評価額の全額を交付**。
- また、経営再開に向けた支援として、家畜防疫互助支援事業によって、発生農場の**空舎期間の固定経費相当分を支援【補助率1/2】**。
- さらに、経営再開に必要な**家きんの導入**、**飼料・営農資材の購入**等に要する資金については、家畜疾病経営維持資金や農林漁業セーフティネット資金の活用が可能。
- その他、**県によるつなぎ融資**等の融資制度により発生農場の経営を支援。

### 【家畜伝染病予防費負担金】

手当金	: 患畜の評価額の3分の1、疑似患畜の評価額の5分の4
特別手当金	: 患畜の評価額の3分の2、疑似患畜の評価額の5分の1
合計	: 患畜についても疑似患畜についても評価額の全額

### 【家畜防疫互助基金支援事業】

豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等が万が一発生した場合、加入農場が経営を再開することを条件に、家きんの導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費相当分を経営支援互助金として支援。

### 【家畜疾病経営維持資金】

高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要な低利資金を融通。

### 【農林漁業セーフティネット資金】

法令に基づく行政処分により経済的損失を受けた場合や社会的・経済的環境の変化等により経営状況が悪化している場合等の一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資。

# 対応⑤ ～鶏肉・鶏卵輸出への影響の回避～

## 1 発生県を除き輸出は可能

11月5日、香川県における発生を受け、同日、**日本全国の家きん肉及び卵の輸出を一時停止**。協議により**11月27日までに主要輸出先国への輸出を全て再開**（発生県を除く）。

## 2 発生県の輸出一時停止の解除

防疫措置完了から**3か月経過後**、2国間協議を経て**輸出を順次再開可**。

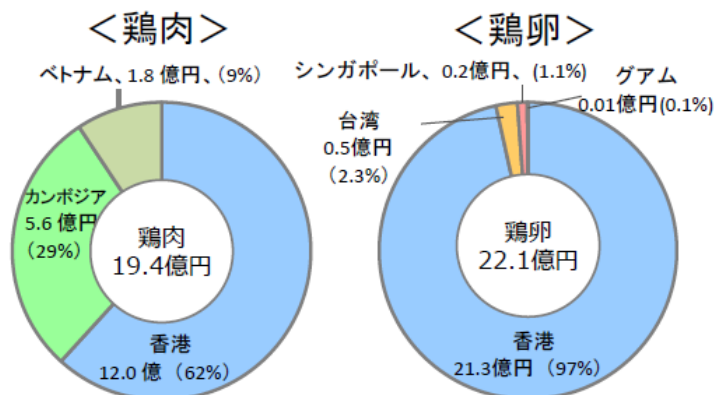
**新たな発生があると、その度に輸出が停止**されるため**発生させないことが重要**。

### 【輸出再開に向けた協議】

11月5日に輸出相手国当局に対し、地域主義（※1）の適用等を活用した輸出再開を要請。

協議の結果、香港、ベトナム、シンガポール、米国（※2）、マカオについては、それぞれ発生前と同様の条件で、発生県以外で生産及び処理された家きん肉や家きん卵の輸出を再開済み。なお、カンボジアについては、日本国内で流通している家きん肉・肉製品の同国への輸入が認められており、同国当局に一報の上、輸出を継続。

### 【参考：鶏肉及び鶏卵の輸出実績（2019年）について】



※1 地域主義とは、疾病発生国であっても未発生地域を特定し、そこからの輸入を可能とするOIEルールで認められている措置。

※2 米国については、発生県を経由していない家きん卵も条件。

注：発生県で生産又は処理されたものについては、輸出を一時停止中。

【関係閣僚会議環境省資料】

令和2年12月9日

野鳥・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る  
環境省の対応について

環境省

野鳥・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生への  
環境省の対応は、以下のとおり。

- 環境省では、例年、冬鳥の渡来に合わせ、10月～翌年4月にかけて全国の渡来地で野鳥の糞便を採取するとともに、通年で死亡野鳥等から検体を採取し、鳥インフルエンザウイルスの保有状況に関する調査を実施（野鳥サーベイランス）。
- 今シーズンは、韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、10月30日時点で全国の死亡野鳥の監視を強化。その後、国内での野鳥や家きんにおける発生状況を踏まえ、11月5日時点で全国の死亡野鳥の監視を最大レベルに引き上げ。
- 全国の糞便調査については、実施回数や実施箇所数を増やすよう都道府県に対して11月12日付けで要請。
- 死亡野鳥、野鳥糞便、環境試料（水）及び家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された各地点の周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定。同区域内では、渡り鳥の飛来地等において、野鳥の感染状況の把握等を目的とした緊急調査等を実施。

○ 管轄の地方環境事務所に対して、当該都道府県と連携し、  
現地周辺の野鳥に関する情報収集を指示。

○ これまでのところ、野鳥監視重点区域において、野鳥が大量死するといった状況は確認されていない。

※ 国内における野鳥及び家きんでの高病原性鳥インフルエンザの発生を受けた今シーズンの環境省の対応状況等は、表1・2のとおり。

(表1) 国内の野鳥における発生状況と環境省の対応状況

	確認日	場所	緊急調査	野鳥監視重点 区域の設定日	検体 (回収日)
1	10月30日	北海道 紋別市	10月31日 ～11月2日	10月30日～ 11月23日	野鳥糞便 (10/24) ※2
2	11月13日	鹿児島県 出水市	11月14日 ～20日	11月13日～	環境試料(水) (11/9) ※3
3	11月17日	鹿児島県 出水市		11月17日～	野鳥糞便 (11/5) ※4
4	11月20日	鹿児島県 出水市	—※1	11月13日～	環境試料(水) (11/16) ※3
5	11月25日	新潟県 阿賀野市	11月26日 ～27日	11月25日～	環境試料(水) (11/16) ※5
6	11月27日	鹿児島県 出水市	—※1	11月13日～	環境試料(水) (11/23) ※3
7	11月30日	新潟県 阿賀野市	—※1	11月25日～	野鳥糞便 (11/16) ※4
8	12月4日	鹿児島県 出水市	—※1	11月13日～	環境試料(水) (11/30) ※3
9	12月9日	和歌山県 和歌山市	調整中	12月3日～	死亡野鳥 (オシドリ) (12/3)
10	12月9日	岡山県 小田郡 矢掛町	調整中	12月4日～	死亡野鳥 (ハヤブサ) (12/4)

※1 国内4、6～8例目の発生場所は、既指定の野鳥監視重点区域と範囲が重なっており、継続して野鳥の監視を強化している。

※2 北海道大学が研究目的で独自に行っている調査で採取されたもの

※3 鹿児島大学で実施した検査のために採取されたもの

※4 環境省で実施した野鳥の糞便調査で採取されたもの

※5 環境省で実施した水検体の調査で採取されたもの

(表2) 国内の家きんにおける発生状況と環境省の対応状況(野鳥関連)

	確認日	場所	緊急調査	野鳥監視重点区域の設定日
1	11月5日	香川県三豊市	11月6日～8日	11月5日～
2	11月8日	香川県東かがわ市	11月9日～11日	11月8日～
3	11月11日	香川県三豊市	11月12日～14日	11月11日～
4	11月13日	香川県三豊市	11月14日～16日	11月13日～
5	11月15日	香川県三豊市	－※	11月15日～
6	11月20日	香川県三豊市	－※	11月20日～
7	11月20日	香川県三豊市	－※	11月20日～
8	11月21日	香川県三豊市	－※	11月21日～
9	11月25日	福岡県宗像市	11月26日～28日	11月25日～
10	11月25日	兵庫県淡路市	12月1日～2日	11月25日～
11	12月1日	宮崎県日向市	12月3日	12月1日～
12	12月2日	宮崎県都農町	12月6日	12月2日～
13	12月2日	香川県三豊市	－※	12月2日～
14	12月2日	香川県三豊市	－※	12月2日～
15	12月3日	宮崎県都城市	12月7日	12月3日～
16	12月6日	奈良県五條市	12月9日～11日	12月6日～
17	12月7日	広島県三原市	12月8日～9日	12月7日～
18	12月7日	宮崎県都城市	－※	12月7日～
19	12月8日	宮崎県小林市	－※	12月8日～

※ 国内5～8、13、14、18、19例目の発生場所は、既指定の野鳥監視重点区域と範囲が重なっており、継続して野鳥の監視を強化している。

○ 概 要

令和2年11月5日以降、鳥インフルエンザが発生した香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県及び広島県において、自治体の能力では対応できない場合に、県知事から災害派遣要請を受け災害派遣活動を実施。

○ 活動内容：以下の殺処分の支援等を24時間態勢で実施

- ① 養鶏場内における鶏の殺処分
- ② 養鶏場内における鶏の追い込み作業など
- ③ 殺処分した鶏を埋却地に運搬処理・支援

○ 活動状況

	活 動 期 間	市町村	農場規模（羽数）	派 遣 部 隊
①	令和2年11月 5日～11月 8日	香川県三豊市	約31.7万羽	陸上自衛隊第15即応機動連隊（善通寺）等
②	令和2年11月 8日～11月 9日	香川県東かがわ市	約 4.6万羽	陸上自衛隊第15即応機動連隊（善通寺）等
③	令和2年11月15日～11月16日	香川県三豊市	約 7.7万羽	陸上自衛隊第15即応機動連隊（善通寺）等
④	令和2年11月20日～11月24日	香川県三豊市	約80.4万羽	陸上自衛隊第15即応機動連隊（善通寺）、第14後方支援隊（善通寺）、中部方面特科隊（松山）、第14高射隊（松山）、第50普通科連隊（高知）等
⑤	令和2年11月22日～11月23日	香川県三豊市	約 7.5万羽	陸上自衛隊第15即応機動連隊（善通寺）、第14後方支援隊（善通寺）、中部方面特科隊（松山）、第14高射隊（松山）、第50普通科連隊（高知）等
⑥	令和2年11月25日～11月27日	福岡県宗像市	約 9.2万羽	陸上自衛隊第2高射特科団（飯塚）等
⑦	令和2年11月26日～11月28日	兵庫県淡路市	約14.5万羽	陸上自衛隊第3特科隊（姫路）等
⑧	令和2年12月 2日	宮崎県都農町	約 3.0万羽	陸上自衛隊第43普通科連隊（都城）等
⑨	令和2年12月 2日～12月 4日	香川県三豊市	約 22.5万羽	陸上自衛隊第15即応機動連隊（善通寺）等
⑩	令和2年12月 6日～12月 7日	奈良県五條市	約 8.3万羽	陸上自衛隊第7施設群（大久保）等
⑪	令和2年12月 7日～	広島県三原市	約13.4万羽	陸上自衛隊第46普通科連隊（海田市）、第13後方支援隊（海田市）等
⑫	令和2年12月 8日	宮崎県都城市	約 6.0万羽	陸上自衛隊第43普通科連隊（都城） 等
⑬	令和2年12月 8日	宮崎県小林市	約 4.3万羽	陸上自衛隊第24普通科連隊（えびの） 等





夜間に駐屯地を出発する隊員



鶏舎内での追い込み作業



3段式ケージにおける鶏の捕獲



死骸の積載



炭酸ガス処置



部隊相談員による解除ミーティングの状況